

## 集合研修型審査(本部)の認定後について

### (1) 産業カウンセラー養成講座 実技指導修習生研修に進まれる方

2025年度に実技指導修習生研修を受けていただきます。

なお、実技指導者進級の際、

- ・ステップ2 実技指導者サブリーダー審査までには、  
11-2 逐語記録・事例検討の作成と検討(2期)、
  - ・ステップ3 実技指導者グループリーダー審査までには、  
11-3 逐語記録・事例検討の作成と検討(3期)
- のシニア産業カウンセラー育成講座を修了し、認定されていることが必須になります。

### (2) キャリアコンサルタント養成講習 インターンコースに進まれる方

2025年度にキャリアコンサルタント養成講習インターンコースを受けていただきます。

なお、キャリアインターン参加要件として、キャリアコンサルティング技能士2級以上であることが必須です。また、他団体のキャリアコンサルタント養成講習の講師を担当している場合は参加することはできません。

- ・インターンコース修了後、キャリアコンサルタント養成講習演習講師選考があります。

なお、支部推薦があれば、シニア産業カウンセラー育成講座

- ・11-2 逐語記録・事例検討の作成と検討(2期)
- ・11-3 逐語記録・事例検討の作成と検討(3期)

は未修了でも、キャリアインターンおよびキャリアコンサルタント養成講習演習講師選考への応募が可能です。

※現在実技指導者の方、キャリアコンサルタントの演習講師、講師の方がそれぞれ別の指導者を希望する場合も支部の推薦が必要となりますので、書類(自己申告書)の提出が必要です。

(例、養成講座実技指導者がキャリアインターン、キャリア指導者が養成講座実技指導者)

但し「JAICO 指導者 集合研修型審査」は受講免除になります。

#### ◆お申し込み・お問い合わせ

(一社)日本産業カウンセラー協会 関西支部 事務局 まで

E-mail : kns-yousei@counselor.or.jp

TEL: 06-4963-2357(平日9時~17時)